



令和 10 年 4 月開園予定の幼保連携型認定こども園について

こども未来部 こども政策課

1. 覚書の締結について

令和 10 年 4 月開園予定の幼保連携型認定こども園について、社会福祉法人任天会と覚書（P.2~3 に記載）を締結し、開園に向けての協議を進めています。

2. 事業概要について

設置主体：社会福祉法人 任天会

施設種別：幼保連携型認定こども園

所在地：阪南市貝掛 825 番 1 他

整備用地：敷地面積 3060.28 m²（登記簿上）

園舎等：木造 2 階建て



延床面積 1382.90 m²、屋外遊戯場面積 1027.85 m²

施設定員：計 105 名（1 号認定 15 名、2 号及び 3 号認定 90 名）

開園予定：令和 10 年 4 月 1 日

3. 主な協議内容について

①今後の整備スケジュール等

・駐車場整備、強風・防犯・騒音対策等について

②補助申請と予算計上

③覚書の締結

④地域や保護者等への説明

⑤公立施設からの引継ぎ

⑥その他（病児保育の調査研究・延長保育・一時預かり・園庭開放等）

4. 事業費について

施設整備に当たり、令和 8 年第 3 回定例会において、施設整備補助金に係る債務負担行為等の追加に関する補正予算を計上予定（国の補助基準額）

整備期間	令和 8 年度～令和 9 年度
事業費の見込額	707,000 千円（建築費及び設備費）
施設整備に係る補助金額	372,840 千円（国の就学前教育・保育施設整備交付金活用）

覚 書

阪南市（以下「甲」という。）と社会福祉法人任天会（以下「乙」という。）とは、幼保連携型認定こども園の整備及び運営について、次のとおり覚書を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、令和7年度阪南市幼保連携型認定こども園運営事業者募集要領（以下「要領」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実にこれを履行する。

（事業計画）

第2条 乙は、事業計画（要領に基づき提出された応募申込書類のうち、新設する施設の整備及び運営に関する部分をいう。以下同じ。）に従い、幼保連携型認定こども園を自ら整備し、継続的かつ安定的に運営を行わなければならない。

（開園日）

第3条 開園日は、令和10年4月1日とする。

（報告等）

第4条 乙は、甲が必要と認めるときは、事業の状況及び結果について報告するものとする。

（事業計画の変更）

第5条 甲は、事業計画の変更が必要なときは、その理由及び変更内容を示した書面により、乙に変更の請求をすることができる。

2 乙は、やむを得ない理由により事業計画の変更が必要なときは、その理由及び変更内容を示した書面により、甲に変更の請求をすることができる。

3 前2項の請求があった場合、甲と乙とが協議の上、事業計画を変更することができる。

（決定の取消し）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、運営事業者としての決定を取り消すことができる。この場合において、乙は、既に要した費用の弁済を甲に求めることはできない。ただし、(4)について乙の責めに帰すことができない事由による取消しの場合は、甲乙協議の上、乙が被った損害及び既に要した費用について、甲がその全部又は一部を補償するものとする。

(1) 要領に記載された事項について重大な違背行為があったとき。

(2) 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど、計画内容に大幅な変更が生じたとき。

(3) 予定していたスケジュールからの大幅な遅れ（ただし、天災地変、資材調達の遅延その他乙の責めに帰すことができない事由によるものを除く。）が生じると

き、又は事業実施の目処が立たなくなったとき。

(4) その他、適切な保育事業の実施が困難と認められるとき。

(開園できない場合の措置)

第7条 開園日に児童の保育を実施できない事態に陥った場合、そのことによる一切の責任と損害は、乙が負担しなければならない。

(既設施設の継続)

第8条 乙は、新設する施設の開園後10年以上、認定こども園桃の木の森こども園の運営を継続しなければならない。

(議会の議決)

第9条 阪南市議会の議決を要する事項については、議決をもって効力が生じるものとする。なお、議決が得られない等の場合において、乙が準備等のために支出した費用については、甲は補償しない。

(覚書の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この覚書の内容を変更することができる。

(補則)

第11条 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住 所 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
氏 名 阪南市
阪南市長 上甲 誠

乙 住 所 三重県名張市富貴ヶ丘6番町42番地21
氏 名 社会福祉法人 任天会
理 事 長 上岡 ひとみ